

## 品川区青少年委員選任要綱

制定 平成 21 年 12 月 10 日

改定 平成 27 年 4 月 1 日

要綱第 2 3 2 号

### (目 的)

第 1 条 品川区青少年委員の設置に関する規則（平成 2 2 年品川区規則第 2 0 号。以下「規則」という。）に基づく品川区青少年委員（以下「委員」という。）の選任については、この要綱の定めるところによる。

### (資 格)

第 2 条 委員の対象者は、規則第 3 条に定める者のうち、選任時において 2 5 歳以上 6 3 歳以下の者とする。

### (委員候補者の推薦)

第 3 条 青少年対策地区委員会（以下「地区委員会」という。）および子ども未来部は、定数の範囲内で、前条に定める者のうちから適任と認める者を委員候補者（以下「候補者」という。）として子ども未来部長に推薦することができる。

### (候補者の決定)

第 4 条 子ども未来部長は前条の推薦に基づき、履歴書および関係書類を審査したうえ候補者として決定する。

### (候補者の取消し)

第 5 条 子ども未来部長は、その後事情により候補者が委員として適性を欠くことが明らかになった場合は、その者の候補者としての決定を取り消すことができる。

### (任 命)

第 6 条 区長は規則第 3 条に基づき、候補者を委員として任命する。

### (委 任)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

### 付 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。

### 付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用する。